



曾建第 91 号
平成 19 年 5 月 8 日

国土交通省道路局長 殿

曾於市長 池田 孝



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

貴職におかれましては、日頃から本市の道路事業に対しご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

今回、中期的な計画の作成にあたり意見を述べる機会を与えて下さいましたので次のように回答いたします。

本市は、九州本土最南端の大隅半島に位置し、平成 17 年 7 月に周辺 3 町が合併により誕生した、農業を基幹産業とする新しい市であります。

これからの中等市発展には、旧 3 町の融和と新市の産業経済振興が最大の課題となっております。

本市は都市を支える我が国有数の食料供給基地として、肉用牛等の畜産をはじめ畑作野菜の生産に励んでいるところでありますが、本市の地形は非常に起伏の多い台地であり、半島という地理的条件から消費地である都市部への広域幹線道路整備が遅れており輸送路の整備は喫緊の事態となっております。

市民生活においても、交通手段の発達している都市部と違い、自家用車に頼らざるを得ない状況であります。道路整備は遅々として進まず、過疎化の解消と産業経済活動に大きな支障となっており、本市においても厳しい財政状況の中で緊急性・必要性・優先度を考慮しながら地域の実情にあった「1.5 車線的道路整備」を進めコスト縮減に努めております。

昨年 12 月、政府・与党においては、道路特定財源の見直しに関する基本方針において真に必要な道路は計画的に整備を進めるとはしつつも、厳しい財源状況の下、一般財源化を図ることを前提とし、平成 18 年度の歳入・歳出一体改革の論議の中で納税者の理解を得ながら具体案を作成するとしておりますが、これらの方針は、地方の道路整備予算の削減を伴うものであり、道路整備の依然と立ち遅れる本市など地方にとって、非常な危機感を持っております。

国土交通省におかれましては、地方部の道路整備の実情及び重要性を深く認識して頂き、下記の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 道路特定財源については、受益者負担の原則に則り、一般財源化などの他の目的に転用することなく地方への重点配分及び地方の道路財源を確保すること。
2. 国土の均衡ある発展及び活力ある地域づくりと豊かな暮らしづくりを支援するため、全国に比して整備の遅れている高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備を一層推進すること。
3. 豊かな市民生活の実現と地域の均衡ある発展を図るため、整備が遅れている当市の国道、県道、市道特に3支所を結ぶ道路網の整備を一層推進すること。
4. 今後老朽化する地方公共団体が管理する道路橋の予防的な修繕及び長寿命化修繕計画に基づく架替えに対して、技術・財政支援を強力に推進すること。

以上意見書を提出いたします。